

陳 情 番 号	陳情第4号
件 名	職員の人権も福祉の対象者の人権も守るために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引上げと職員配置基準改善の意見書提出を求める陳情
受付年月日	令和6年1月22日
回付委員会	厚生委員会
<p>(陳 情 要 旨)</p> <p>高齢者・障がい福祉事業所は、支援を必要とする人の生活を支える場であることはもちろんのこと、その家族の生活を支えるためにも社会的になくしてはならない場となっている。そして、そこで働く職員はその社会的な要請に応え、命と安全を守ることを大前提に、一人一人がその人らしく生きられるよう利用者、家族に寄り添いたいと、日々奮闘している。</p> <p>しかし、実態は、職員がゆとりを持って一人一人の利用者に向き合うことが難しい状況となっている。それどころか、利用者の食事介助や見守りのため休憩を取ることができず、身体を休めることも難しく、また、夜間は1人体制での支援が当たり前となっており、利用者の急な体調の変化などの緊急時に1人で対応しなければならないなど、常に緊張状態が続く労働環境になっている。その大本にあるのが国の不十分な報酬単価と職員配置基準である。国は加算により対応していると言うが、利用者にとっても職員にとっても安全、安心が保障されるだけの人員を配置するためには抜本的な基本報酬の引上げや、不安定な施設運営の原因となっている常勤換算方式、日割り単価の見直しが必要である。</p> <p>現場から聞こえるのは、よりよい介護、支援がしたいのに、その日一日を何事もなく終えること、日々の業務をこなすことだけで精一杯という悲痛な声である。若手職員からは、「障がいのある人の支援がしたいと始めた仕事。でも、先輩職員がすぐ異動になってしまったり、経験年数が浅くても突然責任のある立場になってしまったりと、きちんと支援がしたくてもままならない。」という声もある。そのような責任の重さに見合わない、いまだ全産業平均と比べても7万円も差がある賃金格差も人手不足に追い打ちをかけている。政府は月額6,000円の賃上げと打ち出したが、1桁足りない。また、報酬改定の議論の中では、職員の働き方については何も触れられていない。過重負担、低賃金の中で、介護、障がい福祉職場で働きたいと入職しても辞めてしまう、募集しても応募が来ず人員の確保ができない、現場は過重負担が続きまた人が辞めてしまうという、悪循環となっている。その中で、排せつ介助や入浴介助など、利用者の尊厳を守る必要な支援を縮小せざるを得ない状況になっている。職員のぎりぎりの努力によって成り立ってきた現場は既に限界であり、この状況が虐待や人権侵害の一因となっている。このままでは、職員の人権も利用者の人権も守れない。</p> <p>以上のことから、下記の要望項目について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して意見書を提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護事業所や障がい福祉事業所の職員の賃金を引き上げることができる報酬とすること。 2 職員も利用者も安全と人権が守られる職員配置基準にすること。 <p style="text-align: right;">(意見書案文等掲載略)</p>	
結 果	令和6年3月19日 内容を了知する。